認定セミナーに関するＱ＆A

質問		回答
認定セミナーの受講について	受講料金はいくらか？	認定セミナーの主催者にお問い合わせください(各主催者によって料金が異なります)。
	認定セミナーを同一人が複数回数受講してもよいか？	問題ございません。
	ガイドラインセミナー、リスク管理セミナー等数種類あるが、全種類受ける必要はあるか？	全種類受ける必要があるものではございません。それぞれ受講されたいセミナーを受講してください。
受講修了後の調査票提出について	調査票を提出したが、届いているかわからない。	受信確認の自動返信メール等は実施しておりませんが、もし必要であれば当室にて確認し、提出状況を回答差し上げます。
	認定セミナーの調査票について、メールで送付したが、送信エラーで届かない。どうしたらよいか？	大臣官房運輸安全監理官室のFAX(０３－５２５３－１５３１)宛に調査票をお送りください。
	調査票はいつまでに提出したらよいか？	期限は特に設けておりません。貴社の運輸安全マネジメントの取組がある程度進んでから提出されることをお勧めいたします。
	認定セミナーで受け取った受講修了書も併せて提出する必要はあるか？	認定セミナーの受講修了書は提出する必要はありません。
	調査票の提出先はどちらか？	大臣官房運輸安全監理官室宛メールアドレス(hqt-mstuak-record-r412@gxb.mlit.go.jp)に ご提出ください。メールにて提出ができない場合は、FAX(０３-５２５３-１５３１)にお送りください。
	３種類セミナーを受講したが、３枚調査票を提出する必要はあるか？	セミナー受講の都度、提出していただくことが適当ですが、同一年度の受講であり、かつ、調査票の記載内容に変更がなければ、１枚でも差し支えありません。
	受講番号欄には何を記載すればよいか？	認定セミナーを受講された際に、主催者より配布される受講修了書に記載の１８桁の番号を記入してください。
	本社の統括運行管理者が認定セミナーを受講した。調査票について、本社用に加えて、各営業所用についても作成するのか？	本社の方のみ受講された場合は、本社用のみご提出ください。もし、営業所の方も同席されていた場合は、担当営業所のみの状況について、営業所用の調査票も併せてご提出ください。
	複数ある営業所のうち、1つの営業所の社員が認定セミナーに出席した。受講後の調査票は営業所用のもののみ作成すればよいか？	受講された方が担当している営業所のみの状況について、営業所用の調査票に記入の上、ご提出ください。
調査票の書き方について	年度内で事業用自動車の保有台数が減った場合はどの数を記載するべきか？	現時点での台数を記載ください。過去分については、年度初め時点の台数を記載ください。
	調査票の再下段に記載する事故件数について、年度は何月から何月とすればよいか。	最寄の地方運輸局へ報告される「輸送実績報告書」の事故件数にあわせてください(前年4月1日から本年3月31日までを年度とする等)。
	調査票の再下段に記載する「交通事故件数」は、どのような交通事故をさすのか？	「交通事故件数」は道路交通法第67条第2項の「交通事故」を指します。「有責事故」はそのうち責社に過失がある事故を想定しています。なお()内は国土交通省所管の自動車事故報告規則に基づく報告を記載してください。 〈参考〉【道路交通法】(危険防止の措置) 第六十七条第二項前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこのほか(第六十四 条第一項、第六十五条第一項、第
	調査票の最下段に記載する事故件数やその他について、過去何年もとなると把握できていないがどうすればよいか？	お分かりの範囲で記載してください。また、国土交通省所管の自動車事故報告規則に基づく報告が必要な重大事故があれば、( )内に件数を記載してください。
長期未監査のインセンティブについて	長期未監査のインセンティブの意味を改めて教えて欲しい。	各地方運輸局等が実施する自動車運送事業者に対する長期未監査を理由とした監査(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く)を実施するかしないか、また実施する時期を考慮するかなどについて各地方運輸局等が判断する際に、調査票の内容を考慮しています。
	長期未監査のインセンティブの有効期間はどの程度設けられているのか。	長期未監査を理由とした監査(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く)を実施するかしないかの判断に活用するものであるため、監査を免除するものではなく、また有効期間も定めておりません。
	長期未監査のインセンティブを全社的に受けたい場合、どのような社員が認定セミナーを受講すればよいか。	本社の特に輸送の安全に関わる方に受講していただくことをお勧めいたします（本社の方が１名でもいらっしゃれば、営業所の方の受講人数は問いません。）。 全社的にインセンティブを受けるためには、全社的にどのような状況であるか把握させていただくこととなります。そのため、本社用の調査票を提出していただく必要があります。